



平成 29 年 10 月 31 日

各 位

会 社 名 日鍛バルブ株式会社
代表者名 代表取締役社長 金 原 利 道
(コード番号 6493 東証第 二 部)
問合せ先 常務取締役 李 太 煥
(TEL. 0 4 6 3 - 8 2 - 1 3 1 1)

再発防止策の進捗状況に関するお知らせ

当社は、平成28年12月14日付「不適切な会計処理に関する再発防止策のお知らせ」（以下「再発防止策のお知らせ」といいます。）においてお知らせいたしました、調査委員会による提言及び同提言を踏まえた再発防止策の具体的な施策の進捗状況等を下記のとおりご報告いたします。

今後も再発防止策の実施を継続し、信頼の回復に努めてまいりますので、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

記

I. 再発防止策の進捗状況

1. 意識改革

(1) 社内報等での継続的なコンプライアンス推進（経営トップからのメッセージ発信等）

①当社経営方針の中で、コンプライアンス意識をさらに強調し、グループ内の遵守意識を醸成する。

【進捗状況】

当社は、「2017年度（平成29年度）グローバル経営方針」において、コンプライアンス意識に関する具体的方針として、「社員一人ひとりが法令や社会規範を守り、事業活動に取り組む」及び「遵法の重要性を再度認識し、違法行為を根絶する」と定め、当該経営方針を平成29年2月、国内部門長及び海外子会社に対し説明を行い、国内部門長及び海外子会社はそれぞれが直面するリスクを踏まえたコンプライアンス遵守計画を策定し、実行しております。

なお、当該計画の進捗状況は、四半期毎にコンプライアンス・リスク管理委員会に対して定期的に報告を行っております。

②社内報や社内イベントを通じ、経営トップからコンプライアンス最優先のメッセージを定期的に発信して、全従業員のコンプライアンス意識の向上を図る。

【進捗状況】

平成29年1月に実施しました年頭式等の機会に、代表取締役社長よりコンプライアンス最優先のメッセージを発信いたしました。来年以降も継続する予定です。また、平成29年2月に発行した社内報に、代表取締役社長が「コンプライアンス便り」を寄稿いたしました。以降、平成29年5月発行号には、常務取締役が「当社のコンプライアンス体制」、同7月発行号には、コンプライアンス・リスク管理委員会グローバル事務局が「企業風土改革は、私たち一人ひとりの意識改革から！」を寄稿しております。今後につきましても、社内報発行の際に他の取締役や経営幹

部によるメッセージの掲載を継続いたします。

- ③各部門長から自部門のリスクに対応したメッセージを記載したポスターなどにより発信し、周知徹底を図る。

【進捗状況】

平成 28 年 11 月より社内各部門が検討したコンプライアンス標語を、「2016 年度（平成 28 年度）コンプライアンス宣言」ポスターとして掲示いたしました。また、平成 29 年 3 月に当該標語の見直しを行い、「2017 年度（平成 29 年度）コンプライアンス宣言」として新たに掲示いたしました。今後も毎年 3 月に見直しを行う予定です。

- ④コンプライアンス啓蒙活動の実施状況を確認する。

【進捗状況】

コーポレート・ガバナンス部は、平成 29 年 3 月に全従業員（正社員、パート、期間工、派遣）のコンプライアンスに対する意識調査を実施いたしました。当該アンケート調査の結果、コンプライアンスに対する意識が社内で網羅的に浸透しているとはいえず、啓蒙活動についても十分ではないことが判明いたしました。

この結果を受けコーポレート・ガバナンス部は、平成 29 年 2 月及び 3 月に各部門の係長以上を対象に実施した本件不適切会計処理で起きた事実の把握・認識、再発防止を目的とした研修を、同 6 月に全従業員を対象に再度実施し、勤続年数の短い従業員の認識度の向上を図ると同時に、内部通報制度に関する説明も行い、同制度の社内周知を図りました。当該研修終了時に、教育の理解度、コンプライアンスの重要性への認識、内部通報制度の利用への意識につき確認することを目的とするアンケートを実施し、その結果より一定の成果が得られたものと評価しております。

さらに、従業員のコンプライアンス意識を徹底するために、「コンプライアンス宣言」と題するカードを全従業員へ配付し、業務中の携帯を義務付けました。

(2) コミュニケーションの改善

- ①期首・期中に立案される利益計画及び予算について、その妥当性を確認する審議会（予算審議会）を新設し、予算審議会において協議を経た利益計画及び予算を常務会に報告し、その承認を得ることとする。

【進捗状況】

平成 29 年 3 月に新たに設置した予算審議会を開催いたしました。当審議会では、常務会及び取締役会へ上程する年度利益計画案及び年度予算案につき議論しております。当審議会は原則として毎年 1 回、年度利益計画及び年度予算策定時に開催する予定です。

- ②事業環境の変化や顧客の最新情報を織り込んだ直近の実行計画の策定において、その実現可能性について経営陣及び工場外の部門長と意見交換が容易にできる事業部会議を毎月開催する。

【進捗状況】

従来の（旧）製造統括部会議に替え、事業本部会議を平成 29 年 2 月より開催しており、以降毎月 1 回の開催を継続しております。同会議には事業本部長である代

表取締役社長、同副本部長である常務取締役、第1及び第2事業部長、全工場長のほか関係部門長が出席しており、実行計画の実現可能性について経営陣及び工場外の部門長と意見交換が容易にできるようにいたしました。

③利益計画、予算及び実行計画の進捗状況を取締役に報告する。

【進捗状況】

平成29年3月開催の取締役会より、従前より取締役会に対する業務執行状況報告として行っていた月次業績の報告に加え、事業別での予算及び実行計画進捗状況の報告を行っており、以降も毎月実施しております。

(3) 定期的な部門別、階層別のコンプライアンス教育の実施（行動規範、適正会計等）

①全従業員に対し、毎年、当社の基本規程である行動規範の教育を行う。

【進捗状況】

不定期に実施していた平成23年制定の行動規範の教育を、平成28年9月以降、本社を始めとする各拠点で実施し、出席者より行動規範の遵守に関する誓約書を取得いたしました。

以降、中途入社した者に対しては、入社時に実施する教育において行動規範の説明及び誓約書の取得を実施しております。なお、以上の行動規範の教育は、平成29年度より毎年実施する予定でしたが、今年度は本件不適切会計処理に関する教育の実施に代え、平成30年度より毎年実施することとしました。

②各部門のリスクに対応した部門別コンプライアンス教育を年間計画に従い実施し、個別に効果測定も行う。

【進捗状況】

コーポレート・ガバナンス部が当初の社内教育計画に基づき、平成29年2月及び3月に社内3部門に対してコンプライアンス教育を実施するとともに、同3月には下請法教育を追加実施いたしました。

平成29年度は、各部門が作成する年度コンプライアンス遵守計画に基づき、内容に応じてコーポレート・ガバナンス部等の適切な部門が、平成29年5月に不正競争防止法及び独占禁止法、同6月に契約関連、同9月に特許侵害訴訟に関するコンプライアンス教育をそれぞれ関連部門等に実施いたしました。また、社内各部門に主体的なコンプライアンス意識を醸成させることを目的とし、それぞれが内容を検討し、部全体、課又は係レベルの小規模で行うコンプライアンスに関するミーティングを実施しております。効果測定については、現在実施している小テスト、演習の他、さらに効果的な方法を検討していきます。

③生産数値が会計へ与える影響についての教育を定期的実施する。

【進捗状況】

経理部及び事業本部が平成29年3月に各工場の生産管理課長を対象に教育を実施し、以降毎年3月頃に実施する予定です。

④総務部と連携して、階層別のコンプライアンス教育を推進する。

【進捗状況】

総務部が主幹する階層別教育の一環として、コーポレート・ガバナンス部が新入社員に対する行動規範に関する教育を平成 29 年 4 月に実施いたしました。以降、同 5 月に新任監督者に対する教育（不適切な会計処理）を実施し、同 7 月には新任取締役に対して法律知識とコンプライアンスに関する教育を実施いたしました。

なお、再発防止策のお知らせには記載しておりませんが、本項に関連し、平成 29 年 2 月及び 3 月にかけて、本件不適切会計処理で起きた事実の把握・認識、再発防止を目的とした研修を各部門毎（係長以上）に計 10 回実施し、出席者に「今後自分が行うべき行動」を記載する書面を提出させました。

平成 29 年 6 月に予定しておりました総務部による管理職に対する労務管理に関する教育は、1.（1）④にて述べたアンケート調査結果を受け、今年度は前段落にて述べた本件不適切会計処理に関する教育の再実施へ変更し、同 6 月に実施いたしました。

2. 規程類の明確化・棚卸プロセスの見直し

（1）会計規程の明確化及び周知徹底

- ①経理規程及びその下位のマニュアル等の整備・見直しを行い、経理処理の基準等を明確にしていく。

【進捗状況】

経理規程の本件不適切会計処理を踏まえた見直しを平成 29 年 3 月に実施し、以降、改訂及びマニュアルの新設を必要に応じて行う予定としております。従前の経理規程では、一部、明確でなかった製品及び仕掛品の計上基準を明確化しました。

- ②経理、会計に関連する規程における基準値等は、当該各規程に定める頻度での更新及び周知を確実に行う。

【進捗状況】

平成 29 年 3 月に経理規程から抜粋した製品、仕掛品及び売上の計上基準などを内容とする資料を作成し、各工場の生産管理課長へ周知いたしました。

（2）棚卸プロセスの見直し

- ①棚卸作業が適正に実施されるよう、各工場の在庫管理プロセスの棚卸実施要領を改訂する。

【進捗状況】

従来 of 在庫管理プロセスの棚卸実施要領を平成 29 年 1 月末までに改訂しました。主な改訂内容は、棚卸後の不正を防止する為に棚卸実施状況表（使用した棚札、未使用及び書き損じた棚札の一覧表）、棚卸記入表（主材・副材の棚卸時に使用）及び未使用又は書き損じた棚札全てを、当社コーポレート・ガバナンス部へ棚卸当日中に提出させるとしたことです。同 3 月に改訂後の棚卸実施要領に基づき、予備棚卸を実施し、予備棚卸の結果を踏まえて再度当該実施要領の見直しを行った上、同 4 月に棚卸を実施しました。なお、同 10 月の中間決算棚卸も同様の方法で実施しております。

- ②保留品、不良品及び完成品の判断基準及び処理方法を定める手順を確定する。

【進捗状況】

平成 29 年 1 月に判断基準及び処理方法を定める異常処理手順書において、主に保留品及び手直し品の処置ルールと処置完了期限につき改定することで手順を確定し、同 3 月の予備棚卸より適用しております。

- ③実地棚卸の際に、上記②の手順が遵守されているかの確認をコーポレート・ガバナンス部及び監査法人が実施することで、棚卸作業の適正性に関するチェック体制を整える。

【進捗状況】

上記②の手順が平成 29 年 3 月の予備棚卸において実施されているか、コーポレート・ガバナンス部及び監査法人が確認いたしました。その結果、大きな問題は確認されませんでした。監査法人の要望及びコーポレート・ガバナンス部の指摘に対して改善を図るよう部門毎に指示いたしました。当該指示等を踏まえて変更した異常処理手順書を基に、同 4 月及び 10 月の棚卸の際にもかかる確認を実施しましたが、同様に大きな問題は確認されませんでした。

3. 業績評価・人事制度の見直し

- ①人事評価基準にコンプライアンス遵守状況の項目を追加する。特に役職者の人事評価には、会計ルールの理解及び遵守状況などの視点を加える。

【進捗状況】

人事評価シートにコンプライアンス項目を盛り込む改定を平成 29 年 7 月に実施し、労使間での調整等を踏まえ平成 29 年度の年間人事評価より運用を開始する予定にしております。

- ②就業規則において、社内規程に違反した会計処理を行い、又は、行おうとすることを懲戒対象事由として明記する。

【進捗状況】

懲戒対象事由の明確化等を目的とする就業規則の改定を行い、平成 29 年 7 月 1 日から施行いたしました。

なお、社内イントラネット及び社内掲示版にて改定した就業規則の原本写しの閲覧を可能とすることで、従業員への周知を図っております。

4. 予算制度の見直し

上記 1. (2) に加えて、以下を行う。

経営計画策定規程の見直しにあたって、売上高、製品及び仕掛品の在庫を加味した営業利益予算を明確にさせ、キャッシュフローの重視を明確に定める。

【進捗状況】

本項目については、平成 29 年 1 月 31 日付で経営計画策定規程を改訂し、平成 29 年度から実施しております。

5. 内部監査体制の強化

- (1) コーポレート・ガバナンス部の強化

- ①現地監査の頻度及び精度を上げるために、個別監査において弁護士や会計士などの必要な外部リソースを活用する。

【進捗状況】

平成 29 年 2 月に中国、同 3 月にアメリカに所在する海外 JV の現地監査を実施いたしました。また、平成 29 年度は新たな方法として、経理部及びコーポレート・ガバナンス部は連結対象海外 JV のうち主要 4 社（アメリカ、中国、インドネシア、タイ）の現地第 2 四半期決算時点（平成 29 年 6 月末時点）で実地棚卸監査を計画し、平成 29 年 5 月にインドネシア、同 7 月に中国及びタイで実施いたしました。また、同 9 月にインドで当該監査を実施いたしました。これらの結果、不正会計につながる行為は認められておりません。なお、アメリカについては同 10 月末の実施へ変更しております。このうち、インドについては会計士も同行し、専門家としての見地からのアドバイスを頂いております。

今後は平成 29 年中に実施する定期内部統制監査において、全海外子会社の全社レベル統制及び決算・財務プロセス統制の管理状況の監査を実施する予定です。

- ②監査グループ各スタッフの監査能力及び会計知識向上のため外部教育、研修の受講を推進し、監査体制を強化する。

【進捗状況】

監査グループスタッフに監査能力・会計知識の向上に関する外部研修及び教育を受講させております。平成 29 年 8 月から 11 月にかけて、監査法人より講師を招き、監査グループのみでなく、当社の内部監査員教育を含めたスキルアップを目的とする内部統制研修を実施しております。さらに、役員に対して同 9 月に内部統制の総論につき研修を実施いたしました。

(2) 生産異常数値発見のための監査体制の整備

- ①各工場の生産実績、仕掛品、製品在庫及び原材料の在庫状況をシステムにより見える化し、事業本部及びコーポレート・ガバナンス部が毎月モニタリングすることで、異常値の監視体制を整備する。

【進捗状況】

毎月上旬に前月の生産実績データをコーポレート・ガバナンス部が確認するモニタリングを平成 28 年 10 月から実施しております。また、平成 29 年 2 月の山陽工場を皮切りとして秦野バルブ工場、歯車 VCP・PBW 工場（旧称歯車 VCP 工場）及び船用部品工場含む 4 工場を対象に、生産実績、仕掛品、製品在庫及び原材料増減に関する日次情報の事業本部による監視を開始しております。原材料については、原材料現品に付けられている現品票を出庫時に回収し、出庫の度に帳簿と突き合わせ作業を行う方法を、山陽工場への出庫について平成 28 年 12 月より実施しております。将来的には国内事業のシステムの統一を検討していきます。

- ②製品在庫の不定期なサンプリング監査評価を行い、抑止力を高め、監視体制の強化を図る。

【進捗状況】

平成 29 年 6 月に船用部品工場、試作部、秦野バルブ工場、同 7 月に購買部、同 8 月に山陽工場において不定期サンプリング評価を実施いたしました。下期にも同様

のサンプリング監査を実施いたします。

(3) 社内規程の遵守状況のモニタリング

関連する社内規程を改善した後は、改善後の社内規程が遵守されているかどうかについて、内部監査を実施し、遵守状況のモニタリングを毎年行う。

【進捗状況】

平成 29 年 3 月に改訂された経理規程及び前述の棚卸実施要領等の遵守状況につき、同 4 月に棚卸監査の形式で実施し、上記 2. (2) ③で述べたとおり、大きな問題は確認されませんでした。今後も半期毎の棚卸の際に同様のモニタリングを行います。なお当該モニタリングは、5. (1) ①で述べたとおり海外 JV (中国、インドネシア、タイ) 及び海外子会社 (インド) の実地棚卸監査でも実施しております。

6. 法令遵守体制の強化 (内部通報制度、本社による監督強化)

①内部通報制度及びその意義について、各種コンプライアンス教育において説明し、制度の活性化に取り組む。

【進捗状況】

以前より当社の「グループ内部通報制度」に関するポスターを掲示しておりましたが、通報件数は比較的少なく、社内に浸透しているとは言い難い点がありました。そこで、平成 28 年 9 月以降実施している行動規範等の教育の際に同制度の説明をすることで周知を図っております。さらに、平成 29 年 6 月にポスターを刷新し、通報先の周知を図るよういたしました。

上記の活動も寄与して、グループ内部通報制度の利用件数は平成 28 年度の通報実績と比べ、平成 29 年 9 月末時点では大幅に増加しており、同制度は社内へ浸透しつつあると評価しております。

②コンプライアンス・リスク管理委員会を通じ、国内子会社、海外 JV についても、今回の反省も踏まえ、改めてコンプライアンス計画の策定及び実施を求め、また、事故発生時の本社管理部門への適時報告を励行させるよう周知徹底する。

【進捗状況】

平成 29 年 2 月に開催した、社内各部門長、国内子会社及び海外子会社の代表者が出席する、「JV ヒアリング」にて、本件不適切会計処理についての説明を行い、国内子会社・海外 JV を含む当社グループに、「コンプライアンス最優先」の意識を浸透させるべく、以下の要請を行いました。

- (i) 問題発生時の速やかな報告
- (ii) 年度コンプライアンス遵守計画へ、各社が分析した弱点の織り込み
- (iii) グループ内部通報制度の説明、及び各 JV での内部通報制度の確立
- (iv) 平成 29 年度は、現地棚卸調査 (対象 4 社) を含めた在庫管理プロセス有効性評価、コンプライアンス意識浸透活動を推進すること

コンプライアンス・リスク管理委員会は、平成 29 年 4 月に海外 JV に対してコンプライアンス計画の第 1 四半期の進捗に関する定期報告、国内各部門及び国内子会社に対しては、それぞれが策定した平成 29 年度コンプライアンス計画を報告させており、同 5 月に開催した当該委員会で今年度の活動計画として報告いたしました。また、今年度よ

り当該委員会の事務局であるコーポレート・ガバナンス部では、国内各部門及び子会社ならびに海外 JV それぞれのコンプライアンス計画の進捗を一貫してフォローすることで、リスクの低減を確実に推進させるために窓口となる担当者を明確にいたしました。

II. 再発防止に向けた組織変更及び人事異動の概要

当社は、上記の他に再発防止策のお知らせに記載した再発防止策の項目とは別個に、「組織変更及び人事異動」についても、以下の再発防止策を実施いたしました。これらの人事異動には、本件不適切会計処理が発生した各工場における工場長の交替人事を含んでおります。

(1) 平成 28 年 11 月 1 日付にて、製造統括部の廃止及び事業本部の新設を主体とする組織変更及び人事異動を実施しました。

従来の製造統括部が 4 工場を管理する体制を見直し、事業本部の下に秦野バルブ工場及び山陽工場を所管する第 1 事業部を、船用部品工場及び歯車 VCP・PBW 工場（旧称歯車 VCP 工場）を所管する第 2 事業部を設置することにより、各工場の生産状況や事業運営に対する監視や指示を適切に行える体制を整備し、各工場の管理強化を図っています。

(2) 平成 29 年 3 月 16 日付にて山陽工場の再編を主体とする組織変更及び人事異動を実施しました。

今後は、人事異動の頻度向上を図るための施策について、現在の人員体制や配置を踏まえた実行性や人材育成施策としての効果等を加味し、検討を進めてまいります。

以上